

岐阜県立多治見病院 新中央診療棟移転に伴う廃棄処分業務委託仕様書

本仕様書は、新病院の新築移転に伴い、既存病棟内に残置された備品・什器類及び医療機器等の処分業務の内容について示したものである。

また、これら作業等は安全衛生および環境への配慮を行い、安全且つ円滑に業務を実施しなければならない。

1. 業務概要

(1) 新病院移転後の旧病院内の備品・什器類及び医療機器等の処分

(2) 施設概要

- ① 施設名称 : 旧岐阜県立多治見病院
- ② 施設の場所 : 岐阜県多治見市前畑町 5 丁目 161

2. 履行期間

契約締結日から令和7年7月31日まで

3. 業務内容

(1) 業務内容

旧病院内に残置された医療機器等の解体撤去・引取(資源ごみ化及び買取)・運搬および処分等の作業

(2) 処分する備品等の範囲

① 什器・備品

動産品の残置物とする(転倒防止のためのネジ止めを含む)

※建物、配管等と一体となって容易に取外しの出来ないもの以外

(カーテンレール、間仕切、ダクト、手すり、作り付けの木製棚、案内サインは除く)

② 医療機器

※現地調査時に確認

蓄積データは病院手配により事前にメーカーによる消去を行う。

分析装置に関しては病院側で試薬等を抜いた状態で引渡すものとする。

除染等が必要な機器類については受託者が除染等を行ったうえで処分を行うものとする。

③ 機械類・家電

取り外し可能なもの(例としてオートクレーブ滅菌装置、シャウカステン、移動式書庫)

※エアコン・電話機・電話交換機・ナースコールは除外

除外品目

特別管理産業廃棄物(医療廃棄物、感染性廃棄物、PCB、水銀使用製品)、薬品、不明液体、建設廃材、アスベスト、建物と一体となった(作り付け等)物品、は対象外とする。また、建物躯体内の電線、銅線、鉄筋等についても対象から除く。

(3) 本仕様書に記載されておらず、判断できない物については都度委託者と協議すること。

(4) 対象外の廃棄物については、集積できるものに限り、種類ごとに分けて集積すること。集積場所については別途協議とする。

(5) 廃棄物例(医療機器・什器)

- ・安全キャビネット
- ・一般撮影装置
- ・手術台
- ・超音波洗浄装置
- ・超音波診断装置
- ・血液分析装置
- ・デスク
- ・収納庫
- ・OA ラック
- ・オフィスチェア
- ・ロビーチェア

※上記廃棄物は一例であり、全項目を反映したものではない。見積もりに際しては、現地見学会にて現場物品を確認し適切に見積もること。

(6) 現地見学会

入札参加者は必ず事前に現地見学会に参加し、査定すること。現地見学会に参加しない者は本入札に参加することができない。なお、査定に要する費用は、全額入札参加者の負担とする。

実施期間 令和7年4月16日(水曜日)～令和7年4月18日(金曜日)

※希望者は事前に電話連絡のこと。

連絡先: 岐阜県立多治見病院事務局経営改革室 担当: 加藤

0572-22-5311(内線2211)

(7) 廃棄物搬出経路及び車両駐車場所

事前に、委託者側と確認を行い、搬出路や使用可能な駐車スペースを確認するものとする。

(8) その他

- ・作業時間は土日祝日を含む9時から17時(退出)までとする。

- ・搬出路、トラックの配置場所については、委託者の指示に従うこと。
- ・トイレは、委託者が指定する場所を使用すること。

4. 法令の厳守

本業務の履行に当たり、一般廃棄物処理、産業廃棄物処理、家電リサイクル等の関係法令を厳守し適切に行うこと。医療機器の引取り、再販は高度管理医療機器等販売業および古物商を有している業者が行うこと。

5. 関係官公署への諸手続き

必要な関係官公署に対する諸手続きは委託者と協議のうえ、受託者の責任により遅滞なく行うこと。

6. 報告書類

廃棄機器等は、関係法令に従い適正に処分し、報告書およびマニフェスト受渡確認票（電子または紙）、フロン行程管理票、家電リサイクル券等の控えを委託者に提出すること。また、残置物品を買い取る際は、必ず買取証明書を作成し提出すること。

7. 成果物

各作業工程における状況を写真撮影により管理し、成果物として提出すること。また、関係官公署への諸手続き等に係る関係書類の写しは成果物として提出すること。

8. 入札額算出方法

現地確認をもとにした総量を総額とする。

下記項目ごとに金額を明記し、医療機器等の買取額をマイナスで記入する。

医療機器買取金額は一覧リストを添付する。

(ア) 作業費（作業員運搬費用等含）

(イ) 産業廃棄物処分費

(ウ) 産業廃棄物収集運搬費

(エ) 家電リサイクル費用

(オ) 資材・道具損料

(カ) フロンガス回収費

(キ) 管理費

(ク) 諸経費

(ケ) 鉄屑・什器・備品買取金額

(コ) 医療機器買取金額

(1)「処分」

入札者が代金を受け取ることを見積もった場合には正(プラス)の数値で算出すること。処分額は、必要な一切の費用(撤去、運搬、マニフェスト代等)のすべてが含まれたものとする。

(2)「引取(買取)」

入札者は代金を支払うことを見積もった場合には、負(マイナス)の数値で算出すること。買取額は、必要な一切の費用(撤去、運搬、処理費等)を差し引いた金額とする。

※買取った医療機器等の販売等を行う場合は必要な処理を行い、販売等に係る責任は受託者が負うものとする。

上記方法により算出した額を(1)+(2)=入札額(税抜)とする。

9. 作業及び人員

(1)廃棄物の処分は法律に則り、適正に処理すること。

(2)受託者は、現地作業責任者を定め、委託者に報告し承認を得ること。また、事故等が発生した場合は、速やかに委託者に報告すること。

(3)業務の安全については十分に気をつけて行うこと。高所作業時は全員ヘルメットの着用を義務付けること。また病院内に立ち入り作業をする際、作業員は清潔な作業服の着用を義務とする。

※所属の会社指定の作業服以外の着用は、不可とする。

(4)廃棄物については、飛散・流出しないように注意すること。医療ゴミ、試薬が残っている機材は委託者側に連絡の上、対応を協議すること。

(5)廃棄物は廃棄物処理法に則り、実際に廃棄物の収集運搬と処分を行う業者と委託者が直接契約をする。なお「廃棄物マニフェスト」に記載する排出事業者は委託者とする。

(6)下請けを含む全作業員に労災の加入をすること。(但し建物の外での作業は除く。)

(7)損害賠償保険に加入すること。

(8)撤去後の簡易清掃を実施すること。

10. その他

(1)廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り、実際に廃棄物の収集運搬と処分を行う業者と委託者が直接契約をする。「廃棄物マニフェスト」に記載する排出事業者は委託者とする。

- (2) 医療ゴミ、試薬が残っている機器は委託者側に連絡の上、別途協議すること。
- (3) 受託者は、現地作業責任者を定め、委託者に報告し承認を得ること。
- (4) 業務に伴い知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、委託契約終了後も同様とする。
- (5) 残置物品は現状有姿での引き渡しとし、引き渡し後において生じた問題については、すべて受託者の負担において責任をもって対応することとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 受託者は、業務の履行期間中に、以下の人身事故及び物損事故等が発生した場合は、速やかに委託者に報告のうえ、受託者の責任において処理を行うものとする。ただし、物品等の損傷、破損並びに遺失等に対する損害の補償については、別途、委託者受託者協議を行うものとする。
- ① 患者、来院者、委託者の職員及びその他の関係者、並びに受託者の従業員等の人身事故
 - ② 受託者の従業員等が使用する車両による全ての人身事故及び物損事故
 - ③ 委託者の敷地内の縁石、植栽、建物、構造物のほか、当該建物及び構造物に付随する設備に対する事故
 - ④ その他、受託者の管理責任に基づく事故
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、委託者受託者協議のうえ定めるものとする。